

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年9月24日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道管理規程第9号

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程

神戸市水道条例施行規程（昭和39年4月1日水道管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（遅延損害金の徴収）</u></p> <p><u>第6条の2 使用者が条例第12条により算定された料金をその督促状の指定する納期限内に納入しないときは、当該料金の額につき法定利率で当初の納期限（ただし、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする）の翌日から起算してその全額を納入した日までの日数によって計算した額に相当する遅延損害金を納入しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する年当たりの割合</u></p>	<p><u>（遅収料金の適用時期）</u></p> <p><u>第6条の2 条例第12条の2に規定する管理者の指定する期日は、条例第12条により算定された料金の督促納期の翌日から起算して15日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる日（以下「本市の休日」という。）を除く。）とする。</u></p>

は、閏年の日を含む期間についても、
365日当たりの割合とする。

3 第1項の場合において、料金の一
部につき納入があったときは、その
納入の日以降の期間に係る遅延損害
金の額の計算の基礎となる料金の額
は、その納入のあった料金の額を控
除した額とする。

4 遅延損害金の計算において、条例
第12条により算定された料金に1,00
0円未満の端数があるとき、又はその
全額が2,000円未満であるときは、そ
の端数金額又はその全額を切り捨て
る。

5 前各項の規定により計算した遅延
損害金の額に100円未満の端数があ
るとき、又はその全額が1,000円未満
であるときは、その端数金額又はそ
の全額を切り捨てる。

6 管理者は、公益上その他特別の事
由があると認めるときは、別に定め
るところにより、遅延損害金を減額
又は免除することができる。

第36条 削除

(減免)

第36条 管理者は、次の各号のいづれ
かに該当する場合は、条例第35条の
規定により減免する。

(1) 1戸又は1箇所当たり1月の使

用水量が20立方メートル以下のものは、条例第12条の2の遅収料金の適用による加算分を減額する。
(2) その他管理者が必要と認めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 神戸市水道条例の一部を改正する条例（令和6年3月条例第53号）による改正前の神戸市水道条例第12条の2に規定する遅収料金が適用となる料金に関しては、この管理規程による改正後の第6条の2の規定は、適用しない。